



# みんなで育てよう!

連載第2号

## 市民基本条例

平成24年4月1日から対馬市市民基本条例がスタートし、3ヶ月が経ちました。  
市民の皆さんに理解・活用されながらこの条例を育てていくために、対馬市市民基本条例の内容をQ&Aで紹介しています。2回目の今回は、「議会」「行政等」についての責務や役割などを紹介します。

### Q.4 議会にはどのような責務(責任と義務)があり、どのような役割を果たすのですか?(第10条)

議会は、対馬市の意思決定機関として、**行政**(解説①)が行う**市政**(解説②)の監視や市の政策を立てること、市政への提言を行う役割などを果たしています。また、誰にでも分かりやすく開かれた議会の運営と、地域の課題や市民皆さんの意見を把握し、それらを市政に反映させるよう努める責務があります。

### Q.5 行政にはどのような責務と役割があるのですか?(第11・12条)

行政は、市民の皆さんの暮らしに関わるさまざまな課題を早く解決し、市民サービスの維持・向上を図りながら、高い満足度が得られる市にするために、効率的で効果的な行政の運営を行わなければなりません。行政の責務と役割として、“市長の責務と役割”と“市職員の責務と役割”があります。

“市長の責務と役割”としては市民の信託に応えることと公正・誠実な市政の運営が求められ“市職員の責務と役割”としては公正・誠実な職務の遂行や、市民皆さんの声を受け止めて地域の課題に的確に対応していくことが求められています。

その他、具体的に行政が取り組むこと(行財政改革・協働など)については、次回以降に詳しく説明します。

### Q.6 では、市民と議会と行政と一緒に取り組むことって何ですか?(第8・9条)

一緒に取り組んでいくこととして、次の2つがあげられます。

○子どもが安心安全で健やかに育つ環境づくり

子どもも社会の一員です。心身ともに健康に育つ環境づくりをみんなで行いましょう!

○まちづくり(解説③)の担い手としての**地域コミュニティ**(解説④)・NPO法人等の育成

地域コミュニティ・NPO法人等を地域づくりの中核として、協力して対馬をよくして行きましょう!

※また、議会・行政はこれらの団体の自主性・自立性を尊重し政策形成等を行い、行政は活動支援のために必要な施策を講じなければならないとしています。

○次回は、[行政が取り組むこと I (行財政改革・危機管理など)]について紹介します。

Q1~3は広報つしま5月号に掲載しています



#### 【解説】

- ①行政…市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会のこと
- ②市政…まちづくりのうち、議会または行政が行う活動のこと
- ③まちづくり…市民の皆さんが安心・安全に暮らし、心豊かに生活できる環境をつくるため、市民・議会・行政が行う公共的な活動
- ④地域コミュニティ…地域の課題に自ら取り組むことを目的とし、自主的につくられた集団のこと

子どもについても『それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利』を持つと定めているのがこの条例の特徴です(清掃活動やボランティアへの参加など)。

